

令和 8 年第 1 回瑞穂市議会定例会会議録（第 6 号）

令和 8 年 3 月 16 日（月）午前 9 時開議

議 事 日 程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 15 号 令和 7 年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 議案第 16 号 令和 7 年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 議案第 20 号 令和 8 年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第 5 議案第 21 号 令和 8 年度瑞穂市下水道事業会計予算
- 日程第 6 議案第 22 号 市道路線の認定について
- 日程第 7 議案第 2 号 瑞穂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 号 瑞穂市国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例について
- 日程第 9 議案第 7 号 瑞穂市印鑑条例及び瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 9 号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 10 号 瑞穂市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 13 号 令和 7 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 14 号 令和 7 年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 議案第 18 号 令和 8 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 19 号 令和 8 年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 3 号 瑞穂市防災減災条例の制定について
- 日程第 17 議案第 4 号 瑞穂市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 6 号 瑞穂市表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 8 号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 11 号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 12 号 令和 7 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 22 議案第 17 号 令和 8 年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第 23 発委第 1 号 瑞穂市議会傍聴規則の一部を改正する規則について
- 日程第 24 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 宮 川 頌 健 | 2 番  | 横 田 真 澄 |
| 3 番  | 北 村 彰 敏 | 4 番  | 関 谷 英 樹 |
| 5 番  | 今 井 充 子 | 6 番  | 広 瀬 守 克 |
| 7 番  | 藤 橋 直 樹 | 8 番  | 若 原 達 夫 |
| 9 番  | 鳥 居 佳 史 | 10 番 | 関 谷 守 彦 |
| 11 番 | 森 清 一   | 12 番 | 馬 渕 ひろし |
| 13 番 | 今 木 啓一郎 | 14 番 | 杉 原 克 巳 |
| 15 番 | 棚 橋 敏 明 | 16 番 | 庄 田 昭 人 |
| 17 番 | 若 井 千 尋 | 18 番 | 若 園 五 朗 |

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

|           |         |                   |         |
|-----------|---------|-------------------|---------|
| 市 長       | 森 和 之   | 副 市 長             | 梶 浦 要   |
| 教 育 長     | 服 部 照   | 企 画 部 長           | 矢 野 隆 博 |
| 総 務 部 長   | 石 田 博 文 | 市民部長兼<br>巢南庁舎管理部長 | 佐 藤 雅 人 |
| 健康福祉部長    | 佐 藤 彰 道 | 都市整備部長            | 坂 野 嘉 治 |
| 都市整備部調整監  | 江 崎 哲 也 | 環境経済部長            | 臼 井 敏 明 |
| 上下水道部長    | 工 藤 浩 昭 | 教育委員会<br>事務局 長    | 磯 部 基 宏 |
| 会 計 管 理 者 | 林 美 穂   |                   |         |

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 井 上 克 彦 | 書 記 | 廣 瀬 潤 一 |
|--------|---------|-----|---------|

## 開議の宣告

○議長（今木啓一郎君） 皆様、おはようございます。

本日はお忙しい中、議会傍聴、またユーチューブ配信を御覧いただき、心より御礼申し上げます。

私、本日の進行を務めますが、喉をからしております。お聞き苦しい点があることをあらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第 1 諸般の報告

○議長（今木啓一郎君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

2 件報告します。

1 件目は、お手元に配付しましたとおり、本日議会運営委員会委員長 庄田昭人君から発委第 1 号瑞穂市議会傍聴規則の一部を改正する規則についてが提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

2 件目は、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わり報告します。

地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は令和 8 年 1 月分が実施されました。いずれも、現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

○議長（今木啓一郎君） 以上、報告しました資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第 2 議案第15号から日程第 6 議案第22号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 日程第 2、議案第15号令和 7 年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第 2 号）から日程第 6、議案第22号市道路線の認定についてまでを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査を付託してありますので、委員長からの報告を求めます。

産業建設委員長 藤橋直樹君。

○産業建設委員長（藤橋直樹君） おはようございます。

産業建設委員長 藤橋直樹でございます。

ただいま一括議題となりました5議案につきまして、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、3月3日午前9時30分から議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第15号令和7年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、他会計補助金や他会計負担金の減額の要因はとの質疑に対し、急激な物価高騰対策として国が電気・ガス料金の負担軽減支援を実施したことによる動力費の減額や、下水道事業に伴う支障移転の支出が減少したことで水道事業収益にて支出を賄うことができるようになったためであるとの答弁がありました。

また、新たな給水引込みによる加入負担金の減とのことだが、もともとの見込みと実数、またなぜそうなったのかとの質疑に対し、当初244件の加入件数を見込んだが、1月の末現在186件の実績であり、当初の見込みより新規住宅着工戸数が伸びなかったとの答弁がありました。

その後、答弁なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第16号令和7年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、企業債の借入利率が1%増の根拠はとの質疑に対し、2月借入れ現在で3.2%ということを確認している。一般会計の令和8年度予算と調整、整合を図り5%としたとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第20号令和8年度瑞穂市水道事業会計予算を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、主要工事箇所の馬場水源地と来年度から始まる保育所工事の場所や時期が重なることは大丈夫かとの質疑に対し、水源地の工事は建物内の取水ポンプ2基の更新になるが、教育委員会と調整を図りながら円滑に進めたいとの答弁がありました。

また、令和8年度加入件数の見込みはとの質疑に対し、前年度比1件減の243件の見込みであるとの答弁がありました。

また、昨年と比べ漏水対策にどのような変動があったのかとの質疑に対し、令和8年度には衛星を使ったAI解析による漏水調査を岐阜市、本巣市、山県市、瑞穂市の4広域事業として実施を予定している。過去の漏水実績、衛星からの地形データなどをAIで分析し、漏水評価リスクを5段階で判定、リスクの高い地域についてさらに詳細な音聴調査を実施して漏水箇所

の早期修繕を効果的に実施していく予定であるとの答弁がありました。

また、主要工事に集中するのはいいが、本来更新すべき点がおざなりになっていないかとの質疑に対し、水道事業会計の建設改良費の予算は令和４年度から地方財政措置が拡充された公営企業債なども活用し、宮田水源地水道管、重要給水施設連絡管などの耐震化も行う予定であり、例年と比べ倍増の規模である。また、重要給水施設連絡管路については、計画にのっとり遅れのないよう進めたいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第21号令和８年度瑞穂市下水道事業会計予算を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、財政計画の見直しとして369億円から約554億円に整備費が上がったが、今後の第２期以降でのシミュレーションの金額が影響してくるのかとの質疑に対し、増額した分の第２期以降の整備予算に反映していくとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第22号市道路線の認定についてを審査しましたが、この議案については報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和８年３月16日、産業建設委員会委員長 藤橋直樹。

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第15号令和７年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第２号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただきますようお願いいたします。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第16号令和7年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第20号令和8年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第21号令和8年度瑞穂市下水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第21号令和8年度瑞穂市下水道事業会計予算について反対討論を行わせていただきます。

本議会で報告がありましたように、公共下水道瑞穂処理区財政計画の見直し、これによりますと事業費が当初計画の369億円から555億円へ、50%のアップということが報告されております。そのため、事業期間を40年であったものを11年間延長して51年間でやっていく、そのような計画が出されております。

それでも、一般会計からの繰入れ、ピーク時では7億円を超える。これまでの積立金を取り崩すことによって繰入金、軽減ラインと表記されておりますけれども、これを何とか4億3,700万程度にするということも報告されております。しかし、当初計画ではこの繰入れ軽減目標ラインというのは2億1,200万円でしたので、これ自体も倍以上になってきているということでもあります。

また、4億円を超える繰出し、その期間は令和15年から始まり令和54年まで、およそ40年間にわたるという資料も出されております。

一方、当市では大型事業がほかにも計画され、穂積駅前の整備計画では今直面している最初の駅の南口辺りの区画整理事業ですね、いわゆるAエリアと言われておりますけれども、ここに関する部分だけでも令和17年度まで毎年1億円以上、多い年は3億から5億円の市の負担が

必要だとされております。そして、それ以降もBエリア、そして全体的な整備事業が50年以上かかるというふうに計画されております。

また、新庁舎建設についても、庁舎建設だけで60億円必要である。そのために今年度から積立額をさらに1億円増やし、4億円を積み立てていく。また、執行部の答弁の中には、さらに余裕がある場合は上積みをした積立をするということの発言が出されております。もし検討委員会の中間答申の案でこのままいけば、さらに必要な費用というものは莫大なものになっていくことが想像されます。

これらに関する一般会計での予算だけでも、今年度9億円程度は計上されております。こういった中で、下水道事業計画の見直しは必須ではないかと言えると私は思っております。

今回の見直しでは、工事期間を11年間延長するという形で一つの方向性というか、そういうのが出されておりますけれども、それ以上のことについては現在のところ述べられておりません。

令和8年度予算は第1期工事までの締めくくりになる、そういった予算だとは思いますが。直接的には第2期工事のことが予算計上されるわけではありませんけれども、第2期工事に向けての具体化をするための計画、そういったことを練っていく、あるいは今後の事業の計画を練っていく、そういう事業年度になっていくと思います。

この新年度では、今後の事業規模の縮小なども含めた今後の在り方を再検討すべき重要な年になるのではないかと私は思っておりますが、そういった点でしっかり検討していくということが残念ながら今回の予算では明確に示されていない、それに類する費用も特別考えているということでもないと思われます。

したがって、私は、今回の8年度下水道事業予算には反対をさせていただきます。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 5番 今井充子君。

○5番（今井充子君） 改めまして、おはようございます。

議席番号5番、創緑会、今井充子です。

議案第21号令和8年度瑞穂市下水道事業会計予算について、賛成の立場からの討論をさせていただきます。

本議案に関しましては、事業費の増額について懸念するという意見があることは十分承知しております。

しかしながら、今回の増額の主な要因については、瑞穂市だけの問題ではなく全国的な課題となっている資材価格や建築費の高騰によるものであり、瑞穂市だけに特に限ったことではあ

りません。

1期事業についても当初の見込みからの増額になっていることが示されておりますが、これは事業がずさんな計画によって変更されたわけではなく社会情勢の変化によるもので、やむを得ない側面が大きいと理解しております。

また、下水道事業は、将来の瑞穂市の都市基盤を支える重要な社会資本であります。別事業との兼ね合いについて反対意見をいただきましたが、人口減少時代において持続可能なまちづくりを進めるためには衛生的で安全な生活を担保することが不可欠であり、その意味でも下水道整備事業というのは極めて重要な事業であります。

今回の予算はその整備を確実に前に進めるものであり、市民生活の質の向上と将来の世代への責任を果たすために必要な投資だと私は考えております。

今後も事業の動向には十分注意をしながらも、適切な事業管理と効率的な執行を求めるものではあります。本議案は瑞穂市の将来を見据えた重要な予算であると評価し、賛成するものであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 9番 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） おはようございます。

議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

議案第21号令和8年度瑞穂市下水道事業会計予算について、反対の立場から討論をさせていただきます。

今、反対討論を関谷守彦議員がされました。事業費等のことについては、同じような懸念を持っております。

特に、今回私は一般質問でさせていただきましたけれども、この下水道事業については利用者ですね、下水道接続者の世帯数が多くないとこの事業は本当に成り立っていないというのは明らかです。

それで、いよいよ1年後に供用開始となるわけですが、その下水道に接続しましょうという行政からのPRというんですかね、そういうものがないと思いますね。例えば、執行部がいろんな市民の皆さんと挨拶されたり会合されるときに、いよいよ下水道が接続するんで、皆さん、接続しましょうよというような機運が見当たらない。

そして、予算の中にも、その予算の中に織り込むというのはなかなか難しいかも知ないんですが、今のところその下水道接続率を高めるための措置というのは、基本的に工事をしている業者さんをお願いしているというのが実情なんですね。やっぱりそれでは私は足りないと思

いますね。

行政が先頭になって接続率を高めていかないと、本当に大変な事業の結果になると強く懸念されますので、その部分での予算折り込みの中に不十分だったというふうに感じまして、第1期事業の最後なんですけれども、その部分が特に必要だと思ひまして、その部分が足りないということで今回は反対ということで意見を述べさせていただきました。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております議案第21号令和8年度瑞穂市下水道事業会計予算に賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど関谷守彦議員のほうからもございましたが、協議会のほうで40年で369億かけて下水道整備するといったものが、今回、物価高騰、人件費の高騰で555億になる見通しであると。そして、事業期間が51年に延びるという説明がございました。

鳥居議員がおっしゃるように、私自身もこの事業の持続可能性というのはすごく懸念をしております、重要なのは接続率が重要だということでございます。整備するからには、市民の方に利用していただかなければいけない。

私が思うには、この下水道に関しては非常に悩んで賛成したことを今でも思い出します。集合処理でいくのか個別処理でいくのか、かなり前のお話になりますけれども、上下水道審議会のほうでABC、表に分けて全部を集合処理、つまり下水道にした場合、Bは浄化槽と下水道を併せてやった場合、そしてCは全て浄化槽でやった場合の費用比較等がされておりました。

この前提が555億になると、これはやっぱり考え直さなきゃいけないなという思いも私はございます。

すごく大きな岐路だと思いますので、非常に慎重に検討する必要があると思いますが、今回の予算に関しては、第1期工事の完遂の予算でございます。処理場、そして管路が完成をして令和9年度から始めていくということでございます。

市のほうも接続率に関してはきめ細やかにやっていくということですし、委託した先も接続促進課事業計画もございます。そちらの進捗を見ながら、ぜひ市民の皆様には未来の環境を残すために下水道に接続していただきたいという気持ちもございますが、こればかりは初期投資が回収できないと、今、2期工事以降やめてしまうと非常に過度な投資になるというふうに思っています。

ですので、何期まで工事ができるか、ほかの市町でも全体計画を全てやれたまちはないと思います。途中で計画変更もしているというふうに思いますので、そういったことを見ながら瑞

穂市も慎重にやっていく必要があると思いますが、今回は第1期の工事の完遂の予算だということで賛成をさせていただきます。

議員の皆様の御賛同をお願い申し上げます。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第22号市道路線の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前9時33分

再開 午前9時45分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第7 議案第2号から日程第15 議案第19号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 日程第7、議案第2号瑞穂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第15、議案第19号令和8年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託されてありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議席番号18番 若園五朗。

ただいま一括議題となりました議案9件について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、3月4日9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは市長、副市長、教育長、所管の部長、局長及び課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査の議案について、要点を絞って報告します。

初めに、議案第2号瑞穂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、こども誰でも通園制度について、西保育教育センターは定員10名とのことだが、そこに関わる保育士は何名必要になるのかとの質疑に対し、保育士、子育て支援員を合わせて4人配置できるように準備を進めているとの答弁がありました。

また、利用料について、金額の根拠はあるのかとの質疑に対し、国から示された基準に合わせて制定したとの答弁がありました。

また、第3条で1時間当たりの利用定員を定めると書いてあるが、どのように設定するのかとの質疑に対し、西保育教育センターでは1時間当たり利用定員が10名ということで考えているとの答弁がありました。

また、第15条で外部評価が努力義務とされているが、どのように質を担保していくのかとの質疑に対し、第三者評価について、西保育教育センターで実施するものは今後の課題としており、具体的なところは決めていない。ほかの2事業者には第三者評価の機関が岐阜県にもあるため、そちらの活用について案内をしているとの答弁がありました。

また、予約の方法について、一時預かりは1から2か月前に書面で申請という形だったと思

うが、こども誰でも通園制度はどういった予約の方法になるのかとの質疑に対し、こども誰でも通園制度は国がシステムを準備し、全国共通でそのシステムを活用する形となる。申請の段階からシステムが利用でき、制度を利用する認定を受けると面接予約、面接終了後から施設の利用予約もシステムでできるようになるとの答弁がありました。

また、面談では対面でとのことだが、第4条で保護者との面接で映像及び音声の送受信により相手の状況を相互に認識しながらする通話を含むという文章がある。例えば、Z o o m等で面接ができるのかとの問いに対し、原則的には対面で面接したい。子供にはいろいろなアレルギーの問題や特性がある子などがおり、預かる側としても対面し保護者の話を聞きたい。医療的ケアが必要な方や障害のある方も対象であり、対面での面談が難しい方もいると考えられるため、遠隔で行う方法も活用することになっているとの答弁がありました。

また、瑞穂市ではこども誰でも通園制度は民間を含めて3つの園で対応するとのことだが、主に通園している園が満員のときはほかの園に行くことになる。その場合、3つの園の連携についてどのように考えているのかとの質疑に対し、幼児教育課のほうで対応できる部分については、公立私立関係なく心配なことを幼児教育課につないでもらう、もしくは子ども支援課になぐなど、各事業者との連携しながら対応する。また、国のシステムでは子供の情報や利用時間などを共有する仕組みになっており、システムと人的な連携を組み合わせ対応する予定であるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第5号瑞穂市国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、貸付制度の根拠になっている法律は存続されているという理解でよろしいのかとの質疑に対し、根拠となる法律については国民健康保険法第82条第9項に存在しており、この部分は廃止されていないとの答弁がありました。

また、現在この貸付制度を廃止しなければ困るという話でもないと思っているが、急いで廃止する必要があるのかとの質疑に対し、貸付制度については高額療養費の支給見込額の10分の8を限度に貸付けをするというものになっている。現行の限度額適用認定証については高額になる部分は最初から支払う必要がないものとして済むため、貸付けをする必要が基本的にはない。限度額適用認定証についても、マイナ保険証を活用することで窓口に来ることなく適用ができるため、貸付制度を存続する必要はほぼないと考えているとの答弁に対し、必要にレアケースが発生する可能性はある。いざというときの手段として貸付制度を持っておくことが大切ではないのかとの質疑に対し、もう一つ一部負担金等の減免等に関して要綱があり、国民健康保険法第44条の中の一部負担金の減免や免除、徴収猶予というものがある。そちらの制度も併せて活用すればカバーができると考えているとの答弁がありました。

また、国民健康保険法第44条第1項第3号の徴収猶予について、これまでに実施されたことがあるのか、あるいは説明したことがあるのかとの質疑に対し、この5年間で窓口において説明をしたということは聞いていない。ただ、市ホームページ等には案内を掲載しているとの答弁がありました。

また、国保税滞納世帯は原則限度額適用認定証が交付されないと思うが、貸付制度廃止による影響はないかとの質疑に対し、滞納のある場合にはまず窓口への相談から事情を聞いて一部納付してもらうなどの形で対応することになると考えている。個別の状況もあるため、窓口での相談に応じて対応していくしかないと思っているとの答弁がありました。

その後の討論では、まず根本的にこの制度を廃止しなければならないという法令的な根拠があるわけではない。そして、もし制度を廃止した場合に他市から来た人が来た場合にどう対応できるのかという問題点もあると思われる。窓口へ相談に来られた場合、いろいろなケースもあるため、貸付制度を手元に残しておくということが必要ではないかと思い、この条例の廃止には反対するとの反対討論がありました。

また、貸付制度制定当時には限度額適用認定証が制度化されていなかった。現在は、限度額適用の制度普及により窓口での支払いが自己負担限度額まで抑えられるため、貸付制度の廃止に至ったと思う。また、現在県内21市のうち半数以上の市では既に貸付制度はなく、本市においても貸付制度の利用実績が直近でないということから事情と社会環境の変化を踏まえた合理的な判断であり、貸付制度を維持するための事務経費や人員負担との均衡を考慮すると、行政資源の効率的な活用という観点から見直しが必要であると考えているとの賛成討論がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第7号瑞穂市印鑑条例及び瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第9号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今回の条例改正の中に低所得者世帯や未就学児等に対する軽減額の変更も含まれているが、これは軽減割合自体は変わらないという理解でよろしいかとの質疑に対し、軽減の割合は変わらず、保険税額の引上げにより金額だけ変更しているとの答弁がありました。

また、保険税額がどこまで上がるのか不安な方がいるため、見込みがどうなるか等、説明や案内を個々の方に送る方法はないかとの質疑に対し、現行は広報かホームページでということになるが、どこかのタイミングで国保納税者に通知する段階で案内文書等が入れられるかは検

討したいとの答弁がありました。

また、今回の改正条例で子ども・子育て支援納付金額課税額のことを書いてある。これは医療費の話ではない。国が決めたことと言えば済んでしまうが、これは保険制度としてどうなのかとの疑問があるが、どのように認識かとの質疑に対し、認識は特にない。国が定めた制度のため、私どもでは何とも言えないとの答弁がありました。

また、国保には子供たちも負担しなければならない均等割というものがあり、ここ何年間は就学前の子供たちの分の2分の1については国が持つということになっていると思う。今後の制度は維持されるのかとの質疑に対し、現在のところは未就学児については均等割は2分の1になっており、今後制度改正があるかは把握していないが、あくまでも国の制度にのっとるとの答弁に対し、その2分の1になる制度を18歳未満まで拡張してほしいという要望を出しているがどう考えるかとの質疑に対し、2分の1になった場合の財源は当然国のほうで見てもらわないと、結局、基金で事業費納付金を払わねばならないといけなくなる。そのような制度は国のほうでつくって、国のほうが財源補填をしないと難しいとの答弁がありました。

その後、答弁では6年間で順番に引上げという計画がつけられ、その計画が破棄されて新たに、しかも従来の引上げ幅からすれば倍以上の金額の引上げになる。市民の不安は多いと思う。また今回、子ども・子育て支援納付金を保険制度である国保の中に入れ込むことはおかしい話ではないか。引上げの影響度合いによつてのシミュレーションを見ると、所得の少ないところの引上げ幅がどうしても多くなる。結果的に、従来の保険税と比較した場合には保険制度が高くなっているという数字もあるため、本当にこれでいいのかという思いも含めて反対するとの反対討論がありました。

また、今回の改正は、結果として市民負担の増加を伴う内容であり、その影響は決して少なくない。一方で、国民健康保険制度は高齢化の進展や医療費の増加により、全国的に厳しい財政状況に置かれている。本市において、国保基金の減少が進んでおり、これ以上の取崩しに依存した運営は限界を迎えている。制度の持続可能性を確保するためには、必要な見直しの先送りすることなく一定の負担を分かち合うこともまた避けて通れない現実である。重要なのは、改正後も丁寧な納税相談や分割納付の対応を継続し、支払いに不安を抱える世帯を適切な支援制度へ確実につなぐ体制を維持することである。制度の持続可能性と市民生活への配慮、この両方を図ることが行政の責任である。将来世代へ過度な負担を先送りしないという観点から、本議案に賛成するとの賛成討論がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第10号瑞穂市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論がなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

た。

次に、議案第13号令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、保険税が減額補正ということだが、主な要因は何かとの質疑に対し、被保険者数が見込みよりも少なくなったことが要因であるとの答弁がありました。

また、特定健診の事業費が補正で約1,000万円減っているが、予定より少なかったということとかとの質問に対し、当初の目標に対して予算を組んでおり、目標達成できなかった分減額となっているとの答弁がありました。

また、特定健診補正額の財源内訳で、一般財源で1,000万円減らしたとあるが、当初予算では一般財源に入っていない。何があったのかとの質疑に対し、本来はそのほかから一般財源に財源を修正しておかなければならない部分がミスでできていなかったとの認識であるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、賛成の採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第14号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論がなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第18号令和8年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、システム改修の減額はどの部分で減額になっているのかとの質疑に対し、全国的に標準システムというものが入っており、そちらが一部終わったということで減額となったとの答弁がありました。

その後の討論では、今回の国保の予算は上げが前提の予算になっている。確かに厳しい状況であるが、何らかの形で少しでも改善できないかといった提起もなかったため、この予算に対しては反対するとの反対討論がありました。

また、この予算についてはこれまでの実績から算出されたものと診療報酬の改定によるもののため妥当なものと判断し、賛成するとの賛成討論がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第19号令和8年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、市長の行政報告によると県の後期高齢者医療費広域連合では質疑がなかったということだが、保険料率が何%の引上げになっているのかとの質疑に対し、おおむね約10%弱の引上げとなっているとの答弁がありました。

その後の討論では、保険料率の10%近い引上げということで、時系列で見るとずっと引き上

げられてきた経緯がある。高齢者の保険制度のため、ちょっと無理があるとは思いますが、何らかの対策を打ち出せるといいと考えられるが、現状、そのような予算になっていないということで反対するとの反対討論がありました。

また、保険料改正が行われる中で高齢者の生活への影響が懸念されるが、本予算は制度の枠組みに基づき必要な事務経費及び納付金を計上したものであり、市として適切な執行を行うことが求められている。今後も、納付相談の充実や福祉部門との連携を通じて生活に不安を抱える高齢者に寄り添った対応を行うことを望み、本議案に賛成するとの賛成討論がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和8年3月16日、文教厚生委員会委員長 若園五朗。

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第2号瑞穂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第5号瑞穂市国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第5号瑞穂市国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例について反対討論を行います。

この貸付制度は、国民健康保険法第82条第7項に定められている制度であります。この制度自体は廃止されているわけではありません。したがって、瑞穂市の条例を廃止しなければならない理由とはなっておりません。

実施している自治体が確かに減少をしているのは事実であります。しかし、それをもって廃止をしなければならない理由にも該当しないと思います。

限度額適用認定証、あるいはマイナ保険証などで高額療養費を受給するに当たって、制度改善は様々この間進められてきております。そういった意味では、それよりも条件が悪いこの貸付制度の役割は非常に弱くなってきていると思います。だからといって、廃止するというものでもない。現実には、ほかの自治体では実際にこれを活用した例もあるという報告が出されております。

また、瑞穂市においても本来活用すべき例がありましたけれども、残念ながら職員の方が十分に対応できていなかったという例も現実に存在している、そういったこともあります。

したがって、特にこういった国保などの取扱いについては、非常にレアなケースというのが多々あると思います。そういった意味において、使える制度をわざわざ廃止する必要はない。もちろん法律的にこれがなくなれば当然廃止となりますけれども、そういった状況ではないと思います。

なお、委員会での賛成討論の中で、職員の方の事務の負担軽減、効率化という指摘もありましたけれども、これが存続するからといって特別な事務が発生するわけでもありませんので、廃止しても何ら事務費負担軽減にはならないと考えておりますので、このことについては逆に執行部からも特にそれを理由とした説明もなされております。

そういった意味において、今回あえてこの貸付制度を廃止するという、そういった条例を廃止するということについては反対とさせていただきます。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 2番 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 議席番号2番、創緑会、横田真澄です。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となっております議案第5号瑞穂市国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例について、賛成討論をさせていただきます。

本条例の貸付制度制定当時には、限度額適用認定証が制度化されていませんでした。現在は、限度額適用制度の普及により窓口での支払いが自己負担限度額まで抑えられるため、貸付制度の廃止は妥当であると考えます。

また、現在県内21市のうち半数以上の市では既に貸付制度はなく、本市においても貸付制度の利用実績が直近ではないということから、実情と社会環境の変化を踏まえた合理的な判断であると考えます。

また、先ほど関谷守彦議員からおっしゃられた、過去にそのような窓口での問合せがあった際に職員の方が対応できなかったといったお話もありました。こういったケースがレアなケースであるというようなお話も言及されておられましたけれども、そういった意味でも考えますと、これをこのまま維持することで少なからず事務的、人力的負担との均衡を考慮すると、行政資源の効率的な活用という観点から見直しが必要であると考えます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第7号瑞穂市印鑑条例及び瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第9号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番 関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第9号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

これまで令和6年度から6年かけて毎年7%程度引き上げる、最終的には四十何%になると思いますけれども、こういった国保税の引上げ計画が出されて2年が過ぎたところであります。

しかし、今回、若干の情勢の変化、そういったものはあるものの、一挙にこれまでの計画をなしにして16から21%に引き上げるという、その内容についてはとても許容できるものではないと思います。

特に、低所得者ほど引上げ幅が大きくなっている。幾ら軽減措置があるとはいっても、この負担の増加は耐え難い状況にあるのではないのでしょうか。

そしてもう一つ、来年度から導入される子ども・子育て支援納付金。これは本来であれば国の税金、そういったものから賄うべき内容であると思いますけれども、それを医療保険制度、そこに財源を求めるという内容であります。

これは当然、これまで健康保険制度、これは私たちがかかる医療費を国の負担、そして本人の負担で経費を賄っていかうという、そういったのが保険制度でありますけれども、その支出する本来の目的外のために保険料を使っていく、そんなふうな中身になっております。

医療費と直接に関係のない子育て支援金、これを医療保険制度の保険税あるいは保険料として賄っていく、これは保険制度そのものの趣旨に反することではないでしょうか。さらに、国民健康保険においては、18歳未満の子供たちが負担するこの子育て支援金ですね、これについてはその趣旨に反するという理由から、その分については18歳未満の子供にはかけずに、その分を18歳以上の被保険者全体で負担をしていく、こういった仕組みをさらに国保においては導入されているということになります。ただでも一番弱いところにある国民健康保険制度、そこにさらなる負担を強いるという結果になっております。

現在、未就学児童の均等割、これについては50%を国が負担している、半額免除ということの制度が導入されました。そのことについては、先ほどの委員長報告でもあったかと思います。それを高校生まで拡大しようということをも提案させていただきましたけれども、それは瑞穂市としては実現せずに、今国の中では9年度、再来年から実施しようという法案が準備されているということも出てきております。

そういったことも鑑みれば、例えば今回の引上げの負担軽減の一部としてこういった高校生以下の均等割、こういったものを一般会計で負担するなどの軽減策、あるいはほかの分もあるとは思いますが、そういったことを考慮するということは一切ないというのが、この今回の条例案であります。

今でも負担が重い、いわゆる社会保険ですね、そのほぼ倍だと言われているこの国保税の負担、これをさらに引き上げることは、まさに国民皆保険制度の支え、最後のとりでと言われている国民健康保険そのものが崩壊する。つまりは高い保険料を払えない、そういった方が増えていく可能性も非常に高い、そんな今は状況になっているのではないかと。そういった意味において、ここで安易な値上げをしていく、そういったことについては反対とさせていただきます。

以上で、私の反対討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 3番 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第9号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、地方税法の改正を踏まえた制度対応を行うとともに、国民健康保険税の適正化を

図り、将来的な県内の保険税水準の統一を見据えた制度調整として提案されたものであります。

今回の改正では、保険税率や均等割額などの見直しが行われることから、先ほど関谷守彦議員からもおっしゃられたように、市民の皆様の負担増や生活への影響を懸念する声があることは十分に理解しております。

また、委員会におきましては、低所得世帯や未就学児に対する軽減制度に関する議論もありました。しかし、今回の改正は、軽減割合そのものを変更するのではなく、保険税額の改定に伴って軽減額が調整されるものであることが確認されております。

先ほど関谷守彦議員から述べられましたが、新たに子ども・子育て支援交付金が国保制度の中に位置づけられることに対し疑問が示された点につきましても、制度の在り方として様々な御意見があることは理解いたします。しかしながら、これは国の制度設計の中で明確に位置づけられているものであり、自治体としてはその枠組みに基づき適正に対応していく必要があります。

現在、国民健康保険制度は、医療費の増大や被保険者構成の変化などにより、全国的に厳しい財政運営を迫られております。本議案は、こうした状況下において国の制度改正や県単位化への移行という大きな流れを踏まえ、本市の国保制度を将来にわたって安定的に運営していくための不可欠な制度調整であると受け止めております。

執行部におかれましては、保険税の変更やその必要性について、市民の皆様へより一層丁寧な説明と情報提供を行い、周知に努めることを求めます。

制度の持続可能性を確保するための必要な条例改正であると判断し、本議案に賛成いたします。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第10号瑞穂市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第13号令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第14号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第18号令和8年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第18号令和8年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算について反対討論を行います。

この予算に反対する理由は、端的に言えば国保税が引き上げられる、その1点であります。

先ほどの条例の改正についての討論、議論をさせていただきましたけれども、こういった国保税の大幅引上げ、こんなことを行っているのは国民皆保険制度そのものの最後のとりでである国民健康保険そのものが壊れかねない、こういった実態につながっていく、そのような危機感を覚えるところであります。

もちろん、この危機を打開する、そこはもう端的に言えば国の負担をしっかりと元に戻す、そういったことが必要だと思いますけれども、少なくとも何らかの形でこの負担の軽減をするとか、そういった策も含めて、残念ながら今回の予算案には出ておりませんので、この予算については反対をさせていただきます。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 4番 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 議席番号4番 関谷英樹です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第18号令和8年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

まず、国民健康保険は、全国的に医療費の増加や被保険者の減少などにより非常に厳しい財政状況にありますが、当市においても例外ではなく、医療費の増加や制度改正の影響を受け、現行の保険税のままで国民健康保険財政の安定的な運営が厳しい現状となっております。

今回の予算においては、市民の皆様に昨年以上に負担をお願いするものであり、決して望ましいものではありません。しかしながら、国民健康保険制度を将来にわたって維持していくためには、市民の皆様に負担していただくことを避けて通れないものと考えます。

今後においては、保険税負担の増加が市民生活に過度な影響を与えないよう、医療費の適正化や健康づくりの推進に今以上に積極的に取り組んでいただき、また低所得者への配慮や丁寧な説明を行い、市民の皆様の理解を得ながら運営し制度の安定化に一層取り組んでいただければと思います。

以上のことから、市民の皆様の健康を守る国民健康保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくため、本予算に賛成とさせていただきます。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第19号令和8年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第19号令和8年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算について反対討論を行わせていただきます。

今回、後期高齢者のこの予算では、保険料が増えている。その原因は2つあって、1つは被保険者が増えているということ、そしてもう一つは保険料そのものが引き上げられているということにあります。

後期高齢者の保険料は2年ごとに引き上げるという、そのようなことをこの間、慣例というか、国全体かちょっとよく分かりませんが、そんな仕組みになっておりまして、8年度がこの保険料見直しの時期ということになっております。

その保険料そのものは岐阜県後期高齢者医療広域連合議会で決定されるということで、瑞穂市議会にはその決定権はないわけでありまして。しかし、この保険料が本当に適正かどうか、これはしっかりと見ていく必要があると思います。

特に今回、この引上げの引上げ方を見ますと、後期高齢者割についても均等割という部分と所得割、この2つからつくられております。この均等割という部分が5,973円アップするという内容になっております。

2年前の前回の引上げのときには3,389円の引上げでありましたから、それと比較すると2,600円ほどの引上げということになっております。

それに対し、所得割、こちらのほうもアップをしておりますけれども、アップ率は0.15%。前回はというか、これまで前回は0.6%でありましたので、この所得割の部分のアップ率、そして均等割のアップ率、これを比較して考えてみますと、均等割額のアップ率が今回非常に高くなっている。

均等割を上げるということは、低所得者の部分が必然的にその負担する割合、こういったものが増加するという問題があるわけでありまして。

これに至った経緯については知るところではないのであれなんですけれども、そして後期高齢者の医療制度そのものは非常に病気にかかりやすい、そういったリスクを抱えた人たちが集まって、一般的に年金収入しかない人が多いわけですので、所得の相対的に低い世帯が多いという現状にあるわけです。そういった意味では、この保険制度としては非常に不安定な制度であると言えると思います。

今回の引上げで、恐らく所得の1割以上がそれぞれの負担になっていく、こういったことが言えると思います。こういった予算の在り方そのものを考えますと、今回のこの後期高齢者医療事業予算については反対をさせていただきたい、そのように思っております。

以上で私の反対討論を終わります。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 3番 関谷英樹君。

○3番（北村彰敏君） 議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第19号令和8年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、令和8年度の後期高齢者医療事業特別会計予算であり、広域連合の制度運営に基づき本市が担う保険料徴収や窓口業務等を適切に執行するための予算であります。

保険料改定が行われる中で、先ほど関谷守彦議員が述べられたように、高齢者の皆様の生活への影響が懸念されるところではありますが、本予算は制度の枠組みに基づき必要な事務経費及び納付金を計上したものであり、市として適切な執行を行うことが求められるものであります。

広域連合主体の制度ではありますが、執行部におかれましては漫然と事務をこなすのではなく、徴収事務のさらなる効率化や収納率の向上による負担の公平性確保に努めていただくことが不可欠です。

その上で、今後も納付相談の充実や福祉部門との連携を通じて、生活や支払いに不安を抱える高齢者にしっかりと寄り添ったきめ細やかな対応を行っていただくことを望み、本議案に賛成いたします。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時57分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第16 議案第3号から日程第22 議案第17号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 日程第16、議案第3号瑞穂市防災減災条例の制定についてから日程第22、議案第17号令和8年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 広瀬守克君。

○総務委員長（広瀬守克君） 改めまして、おはようございます。

議席番号6番 広瀬守克でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、委員長報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました7議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、3月5日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは市長、副市長、教育長、各部局長及び当委員会所管の各課長にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案について要点を絞って報告します。

初めに、議案第12号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）を審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、地方債の補正について、利率が5に上がっているものもあるが、借入れ先の違いによるものかとの質疑に対し、今後の金利上昇の関係で令和7年度から8年度に予算を繰り越した事業費について、利率を5%に変更しているとの答弁がありました。

また、民生費、社会福祉費、老人福祉費の扶助費について、高齢者交通費助成事業が減額されているが、利用者が少なかったのかとの質疑に対し、タクシーチケットは1年分配付するが、

利用率が低かったため減額したとの答弁に対し、配付した枚数に対する利用率は把握しているのかとの質疑に対し、令和7年10月1日から令和8年2月26日の間で配付した枚数が3万646枚、利用枚数が5,986枚で、利用率は19.53%であった。前年の令和6年10月1日から令和7年9月30日までの1年間の利用率は63.53%であり、令和8年9月30日までに同程度利用されるのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、衛生費、清掃費、生活排水処理費の浄化槽設置整備補助金を減額しており、新規の浄化槽設置が見込みより少なかったと思われるが、想定は何件で、実際に設置したのは何件かとの質疑に対し、西濃地域環境型社会形成推進地域計画があり、5人槽を例にすると計画上是145基だったが実際は124基で、計画より21基少なかったとの答弁がありました。

また、一般寄附金を増額しているが、どこからどんな目的の寄附を受けたのかとの質疑に対し、個人から市のためになるものに使ってほしいということで寄附を受けた。市全般の行政に関わるものに使用する予定であるとの答弁がありました。

また、繰越明許費について、公私連携生津保育所整備事業で繰越になったのは工事のどの部分かとの質疑に対し、主に埋設物であるボックスカルバートの撤去費と処分費であるとの答弁に対し、埋設物の撤去費を含めたということは工事費が増加したのかとの質疑に対し、撤去費と処分費分が当初設計より増となるとの答弁がありました。

また、民生費、社会福祉費、障害福祉費の扶助費がかなり増えている現状について、市はどう考えているのかとの質疑に対し、障害福祉サービスを利用する際は、対象者が必要とする支援の制度を客観的に判断し、区分を決定している。その区分に基づいて、障がい計画相談によって対象者に合ったサービスを提供しており、必要なサービスと認識しているとの答弁がありました。

また、衛生費、保健衛生費、予備費の健康被害救済給付金が増額されているが、どんな内容かとの質疑に対し、新型コロナウイルス感染症の予防接種による健康被害についてであり、瑞穂市では4件の請求があった。1件は治療を終了しており、現在は3名が継続的に治療を行っている。症状は、意識障害が1名、急性肺炎が1名、タフロ症候群罹患が1名であるとの答弁がありました。

その後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第17号令和8年度瑞穂市一般会計予算を審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、道路網整備計画見直し業務が計上されているが、この時期に行う意味はとの質疑に対し、現在、国と県で行っている中京都市圏パーソントリップ調査が令和7年度末に完了見込みであり、他市町においてもこのデータに基

づいて都市計画道路の見直しをすることが多くある。いま一度、市全体の道路を確認した上で道路網を見直すということで新年度予算に計上しているとの答弁に対し、令和8年度中にまとまるのかとの質疑に対し、できれば1年で完了したいが、内容が多いため次年度へ持ち越す可能性があるとの答弁がありました。

また、いじめ未然防止教育推進事業と教育相談事業（不登校対策）が拡充事業で計上されている。いじめは、いじめを受ける側が周りにすぐ相談できる環境が整っていればかなり防げるのではないかと考えているが、そのような環境をつくる事業になっているのかとの質疑に対し、今はいじめの認知ということで、からかいなど小さなことも全部いじめと捉えて取り組んでいる。いじめられたことを周囲に相談できればいいが、できない場合もあるため、心のアンケートを利用しながら、いじめの兆候をつかむ取組をしている。いじめ問題の課題として、子供たちの人間関係を形成する力が薄れてきているため、一人一人が嫌なことがあった後に仲直りする力を身につけていく必要がある。いじめ未然防止の取組の一つとして、子供たちに人間関係の形成能力を身につけてもらうために外部講師を招く予算を計上したとの答弁がありました。

また、ハリヨの推進事業について、今回の事業費に環境整備の費用は入っているのかとの質疑に対し、今回の事業には環境整備は入っていない。この事業の内容は現在生息しているハリヨの調査を行う予定であり、今後どのような環境であればハリヨが絶滅しないかを調査するとの答弁がありました。

また、電気自動車導入事業について、来年度の更新は1台だけかとの質疑に対し、公用車は毎年度2台ずつ更新していく計画であるが、今回は脱炭素化推進事業債が5年間延長されたため、この事業で追加の1台を更新し、令和8年度では合計3台の更新となるとの答弁がありました。

また、電気自動車は災害時に非常用電源として使用できると思っているが、災害発生時にどこかに配置する計画を立てているのかとの質疑に対し、電気自動車の災害時利用について、現状計画していないため、今後担当課と協議していきたいとの答弁がありました。

また、ラジコン草刈り機の導入について、ユーチューブでラジコン草刈り機を見ると結構大きくパワーがあるように感じた。今回導入する草刈り機は免許を要するものかとの質疑に対し、特段免許が必要なものではないとの答弁がありました。

また、熱中症対策ウォータークーラー設備について、ウォータークーラーは一般的に耐久年数が5年から10年程度とのことだが、各学校に配備すると10年後には同程度の費用や適切なメンテナンスが必要になるのではないかと。また、現在学校に設置してあるもののメンテナンスはどうなっているのかとの質疑に対し、現在の既設のものについては、新型コロナウイルス感染症が流行した時期から使用禁止になっている学校もあり、洗浄、点検を行い、使用可能であればメンテナンスの後使用する。新規に配備するものについては、長期利用することを考えてメ

メンテナンス等も調整するとの答弁がありました。

また、避難所受付システム導入事業について、これは市民がスマホ等にアプリをインストールするものかとの質疑に対し、導入するシステムは市民がアプリをインストールするものではなく避難してきた方の受付をスムーズに行うためのものであり、市民メールと連動させ事前に情報を登録しておく、避難所で2次元コードを使用し受付ができるものと考えているとの答弁がありました。

また、文書広報費について、若い世代の市政への関心を高めるため、SNSを活用しまちづくりや市政に関する情報を積極的に提供するとあるが、令和7年度の実績と令和8年度の新しい取組はとの質疑に対し、令和7年度についてはSNS等を通じてPR動画を発信している。今後は、市外の方に向けて短時間の動画を作成中である。また、ふるさと納税のサイトでも積極的に市の魅力とともにふるさと納税の品物をPRしているとの答弁がありました。

また、新庁舎の基本計画策定支援事業について、令和8年度の予定はとの質疑に対し、庁舎の方向性が決まっていないため、新庁舎建設検討委員会の次回開催日は決まっていない。方向性が決まり次第、市民説明と検討委員会を同時期に開催できるようにと考えているとの答弁がありました。

また、平和推進事業について、どのようなイベントを行うのかとの質疑に対し、記念植樹など例年のイベントを行いつつ、戦争を経験した方の実体験を伝えていくイベントを考えているとの答弁がありました。

また、ふるさと応援基金はどう活用していくのか、またふるさと応援基金を使い切るつもりはあるのかとの質疑に対し、条例に基づいて目的を選んでもらい、寄附を募っているため、目的に合ったものに積極的に活用している。基金がなくなるまで使うつもりはあるが、なくならないように歳入の努力も必要であるとの答弁がありました。

また、庁舎建設基金への積立額が例年より増えているが、経緯と今後の予定はとの質疑に対し、物価や人件費の高騰により、当初より新庁舎建設の事業費が増加したため、これまでの積立額では不足するため増額した。今後も、予算に余裕があれば追加で積み立てていきたいとの答弁がありました。

また、介護予防の事業の中に健康マージャンとある。フリースペースで行えば、老若男女、年齢に関わらず楽しめると思うが、そういった利用の考えはとの質疑に対し、健康マージャンは他市町で介護予防に使われている事例があり、当市でもできないか検討を始めた。令和8年度に関しては、介護予防事業として体操と組み合わせた健康マージャンを計画しており、この事業の評判を聞いた後にフリースペースなどで検討を進めたいとの答弁がありました。

また、感染症予防費について、RSウイルスワクチンや带状疱疹ワクチンの予算が増えている中、ワクチンの有効性と安全性を市民に伝え、市民が自分で判断できる環境を整えてもらい

たいが、予算に含まれているかとの質疑に対し、ワクチン接種に該当する方には、予診票と併せてワクチンの効果や健康被害について記載した文書を送付する予定で、予算にはその費用も含まれているとの答弁がありました。

また、地産地消事業費について、物価高騰により食材価格も高騰していると思うが、事業費が前年から変わっていない。食材の質の低下や量が減る心配はないかとの質疑に対し、この事業についてはＪＡ中央会が中心となり計画を組んでいる。予算は現状維持となっているが、何とか事業費の中で地産地消を進めるため、給食センターと連携しているとの答弁がありました。

また、不登校対策について、不登校の子供が教育を受ける環境を整える必要があると考える。選択肢の一つとして、瑞穂市、本巣市、北方町で学びの多様化学校というものを整備し、新しい教育の選択肢とすることを提案したいが、どう思うかとの質疑に対し、学びの多様化学校も一つの考えではあると思うが、まずは不登校傾向のある子供たちのそれぞれがつながりをつくる場所として、校内教育支援センターやアジサイほっとステーションを位置づけたいと思っている。また、令和７年度からアジサイメタプレイスという仮想空間に試験的に取り組んでいる。令和８年度ではもっと仮想プラットフォームを充実できればと予算を組んでおり、まずは瑞穂市の実情に合った取組を進めるとの答弁がありました。

その後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第３号瑞穂市防災減災条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、理念条例ということで、防災力を高めるという観点から防災訓練参加率などの目標設定をする考えはあるのかとの質疑に対し、国土強靱化のアクションプランにおいて５年後の令和１２年度の目標値を定めており、今後目標値を達成できるよう防災訓練に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、この条例と各種計画との関係性について、防災ではこの条例が一番上で、その下に地域防災計画や国土強靱化地域計画が入ってくるという整理でよろしいかとの質疑に対し、そのとおりで、まずこの条例があり、条例を推進していくに当たってそれぞれ実効性のある計画がついてくるという形であるとの答弁がありました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第４号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、審査しましたが、この議案については報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第６号瑞穂市表彰条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、表彰の際に渡すかきりん振興券の使用期限はどうなるのかとの質疑に対し、通常のかきりん振興券を利用したいと考えていた

め、使用期限は1年半であるとの答弁がありました。

また、金品ではなくクリスタルの盾など、記念品のほうがうれしいという方もいると思うが、金品にしようという意見が多かったのかとの質疑に対し、記念品を贈る方法もあるかとは考えたが、近隣市町の実施状況を確認したところ商品券やカタログギフトを贈っているところが多かったため、かきりん振興券がいいのではないかということになったとの答弁がありました。

その後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第8号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、職員が利用する市役所の駐車場使用料も該当すると聞いているが、この条例によりどのくらい歳入が減ることになるのか、また当初予算に反映しているのかとの質疑に対し、当初予算のほうには反映されていない。条例が可決された後に補正していく。市役所の駐車場使用料の予算は約460万円で計上しているが、この中にはふれあい公共公社や社会福祉協議会から受け取っている使用料も含まれているため、そちらはこれまでどおり歳入となるとの答弁がありました。

その後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第11号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、審査しましたが、この議案については報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和8年3月16日、総務委員会委員長 広瀬守克。

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第3号瑞穂市防災減災条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の意見を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第３号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第４号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第４号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第６号瑞穂市表彰条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第8号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第11号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第12号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第17号令和8年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第17号令和8年度瑞穂市一般会計予算について、反対討論を行います。

防災と子供たちの教育環境の整備として、小学校5校の体育館の空調設備に5億4,000万、育児保育事業は今年度から始まり1,500万が委託料として計上されるとともに、さらに今年度これを1園増やすために4,500万円も計上されております。また、新規の健診、あるいは充実といったことも予定されるなど、評価すべき事業も多くあると思います。

市長は、今年の仕事始めの訓示で、第3次総合計画において、市の将来像を子供が輝き、誰もが笑顔あふれる安心で住みよいまち、ウェルビーイングで満ちあふれるコミュニティの創造と定め、こどもまんなかプロジェクトを進め、災害への備えをしています。遅れてしまった都市の基盤整備を取り戻すために、攻めの基盤整備が必要、そういったことを述べられております。そのため、新年度の予算においては、インフラ整備事業への拠出も多くなっております。

新庁舎建設のための積立金、令和6年度に2億から3億円に積み増ししておりましたけれども、これを来年度からはさらに4億円にするという予算になっております。これは、担当部署からの予算要求では5,000万増とありましたけれども、それがさらに積み増しされたということで積極的な形の予算になっております。

下水道事業への繰出しは4億7,000万、管路の耐震化のために水道事業へ新たな出資金として9,500万が出されております。また、穂積駅周辺整備事業では、南口の区画整理事業と北口の暫定整備、これを合わせると1億3,000万ということになります。これだけでも11億円になってくるわけであります。

下水道事業会計の予算のところでも述べさせていただきましたけれども。このインフラ整備、こういったものが逆にそのしわ寄せとしてほかの事業のほうに向いていかないのか、そんなことを危惧するところでもあります。このインフラ整備事業については、長期間にわたって多額の費用が要するというようになっております。

例えば、給食費無償化の問題があります。

このことについて、私は今回、市の判断で評価すべき点もあると思います。それは、これまでの給食の食材費については、市の考えとしては、学校教育法、学校給食法第11条2項に定める、前項に規定する経費以外、いわゆる給食の食材費ですけれども、この考え方は、こういった食材費のものについては学校給食を受ける児童または生徒が学校教育法第16条に規定する保護者の負担とするという規定があるわけですが、その規定の考え方からは脱却することができなかったというのがこれまでのスタンスであったと思いますけれども、それを今回、給食の食材費に市の一般財政から負担をする。今年度も若干、一昨年度もありましたけれども、

そういった一般財源から拠出をする、そういったふうに考え方が大きく変わってきているのではないか、そういった面においては評価できると思います。しかし、今回の給食費の負担軽減、金額的には十分であるのかどうか。

8年度、新年度からは国が補助をするという政策で、小学校の給食費が無償化になります。これまで保護者の負担は4,420円、毎月ですけれども、ありましたけれども、この負担がなくなる。では、中学校はどうするのか。それはどの自治体においても大きな課題になっていたと思います。中には、これを機会に中学校の給食費も無償化をするという自治体も出てきております。

瑞穂市では、給食費の値段、単価というか、それを引上げ、その4分の1を市が負担をし、4分の3を保護者が負担するという今回の計画が出されております。具体的には、これまで5,210円であった中学生の保護者負担ですね、これが4,650円と、560円軽減されたこととなります。ところが一方、保育所や幼稚園では、これまでと負担が変わらない。

確かに給食費の上がった分の市の負担としては多く計上されることになっておりますけれども、実際には幼稚園ではこれまでどおりの月4,080円、そして保育所においては主食が月1,010円、副食費は1日当たり150円ということで、保護者負担については変更がないという、そういった計画になっております。

もちろん、これによって市の負担は3,600万円、これまでなかったものを出さなくてはならない、そういったことですけれども、そこだけ捉えれば非常にプラスのことだとは思いますが、それでも、それで十分だったのか。結果として、中学校はこれまでよりも保護者負担が若干減少する。しかし、幼稚園や保育園は変わらない。

もし幼稚園や保育園、これを中学校と同じ割合で市が負担する、たしか計画では市の負担が4分の1、保護者の負担が4分の3だったと思いますけれども、そういうふうに幼稚園、保育所も実現できなかったのか。これに要する費用はざっと見て450万円程度あれば、これは幼稚園、保育所も中学校と同じような基準で、そして若干なりとも引き下げることができたのではないか。なぜ幼稚園、保育所では中学校と違う基準で設定をしたのか、ここには合理的な説明というか、そういったものが十分されておられません。

さらに、中学校も幼稚園も保育所も全部保護者負担、いわゆる完全に無償化を実現する。これのためには、あと1億3,000万程度あると実現できるのではないかと思いますけれども、インフラ整備に向けて様々な費用をかけるということは、給食費無償化に向けてももう少し工夫ができるのではないかとと思われる部分も実現していかないというふうに思います。

また、先ほどの国保税のことについても、県の統一化という名の下に新年度大幅な引上げ、16から21%に引き上げられる。しかし、その実施に伴う激変緩和措置ということは一切ないということになります。

この間、物価高騰対策として様々な取組がなされていましたが、結局は負担そのものが差引き増えかねない、そんなふうな状況ではないかと思います。

国保税引上げを緩和する、この措置を一般会計で工夫をする、そういったこともできたのではないか。そういったことを考えまして、今回の予算についてはインフラ整備を最重点にするという中で、その影響がほかの部門に出ているのではないか、そういった立場から反対をせざるを得ないということであります。

以上で、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 8番 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 議席番号8番、創緑会、若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第17号令和8年度瑞穂市一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

令和8年度予算は、前年比3億円減、率にして1.2%の減額予算となっています。これは、年々増え続ける当初予算を抑制し、将来の瑞穂市の健全財政を裏づけていく上で大変意義のある全体的な予算であるとまず私は考えております。

具体的には、特に健康、福祉の分野においては、新事業として病児・病後児保育事業、一般介護事業としてコミュニケーションゲームサロン、胃がん内視鏡検査委託料、RSウイルスワクチン接種委託事業等、市民の健康を守る大変重要な予算が組み込まれていると私は感じております。

また、インフラ整備においても、道路網整備計画見直し業務、立地適正化計画策定業務等、瑞穂市第3次総合計画の達成に向けた予算も多く計画されています。

教育分野でも、瑞穂市の子供たちの全国平均を下回る体力向上に向けた施策として、健康教育、体力向上推進事業、乳幼児等支援支援体制、誰でも通園制度、さらに瑞穂市の知名度アップに向けた市の魚ハリヨの推進、また皇女和宮150回忌事業など、幅広く展開している令和8年度の予算となっておりますと感じております。

こうした事業は、瑞穂市の人口減少対策として、また近隣市町に瑞穂市知っていただく大変重要な機会ではないかと私は感じております。

歳入面を見ますと、財政調整基金と公共施設整備基金から各4億円ずつ、またふるさと納税応援基金から9億5,400万円を崩している点については、少しは心配の念はありますが、そもそもが目的を持って使うための所要財源の基金確保であり、適正に活用されることを期待するものであります。

繰り返しになりますが、今回の予算はおおむね必要かつ迅速的な予算が組まれた内容であり、

関谷議員が言われたように、給食費等、細かなところに目を向けると必ずしも満足できないところもあるかも知れません。しかし、予算を否決、反対することは市民の生活に支障を来すこととなると私は考えております。

以上により、議案第17号令和8年度瑞穂市一般会計予算の賛成の討論とさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、適切なる御判断をお願いしたいと感じております。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第23 発委第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 日程第23、発委第1号瑞穂市議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 庄田昭人君。

○議会運営委員長（庄田昭人君） 議席番号16番 庄田昭人、議会運営委員会委員長。

議長より発言の許可をいただきましたので、発委第1号瑞穂市議会傍聴規則の一部を改正する規則について、趣旨説明をさせていただきます。

提案理由としては、全国市議会議長会から標準市議会傍聴規則の一部を改正する通知がされたことに伴い、瑞穂市議会傍聴規則の改正を行うものであります。

今回の改正内容は大きく3点あり、傍聴人の定員に関する規定の追加、傍聴席に入ることができない者に関する規定の整理と傍聴人の守るべき事項に関する規定の改正であります。

傍聴人の定員に関する規定の追加については、感染症蔓延など、やむを得ない事由により定員を減員する必要がある場合には、議長が定員を定めることができる旨を規定するものであります。

傍聴席に入ることができない者に関する規定の整備については、議場に現在する者に対し、視聴覚的に議事妨害などになるものや、恣意的に使用されるおそれがあるものを携帯または着

用しているものとし、係員から傍聴人に対して持込禁止物を携帯しているか否かを質問できること、また質問に応じないときは、その者の入場を禁止することができることを明記するものであります。

傍聴人の守るべき事項に関する規定の改正については、静粛にすることの明記や携帯電話、パソコン、タブレット端末、スマートフォンなど音を発する機器につき音を発しないようにすることを明文化し、議事の妨げにならないことを条件に用語検索等は可とするものであります。

以上であります。議員の皆様には御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（今木啓一郎君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発委第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第24 議員派遣について

○議長（今木啓一郎君） 日程第24、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。内容については3件ございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わりまして、説明します。

1 件目は、令和 8 年 4 月 23 日に東海市議会議長会主催の議長会議が静岡市のホテルアソシア静岡で開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。

2 件目は、令和 8 年 5 月 12 日に中濃十市議会議長会主催の議長会議、意見交換会が各務原市にて開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。

3 件目は、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員研修会です。研修所で受講が決定された人数により議員を派遣するもので、社会保障制度や財務、予算、防災、議会改革などについて理解を深めていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） この件につきまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたくと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

---

#### 閉会の宣告

○議長（今木啓一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 8 年第 1 回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年3月16日

議 長      今 木 啓一郎

副 議 長      若 原 達 夫

議 員      関 谷 守 彦

議 員      森      清 一